

# 被災者生活再建支援法施行規則

## 被災者生活再建支援法施行規則

平成十年十一月六日總理府令第六十八号

平成十年十一月六日總理府令第六十八號

- 改正 平成十二年八月十四日總理府令第三号  
 平成十六年三月三十一日內閣府令第二十七号  
 平成十七年三月四日內閣府令第十五号  
 平成十七年六月二十二日內閣府令第七十七号  
 平成十九年一月三十一日內閣府令第十五号  
 平成十九年十二月十二日內閣府令第八十五号
- 修法 平成十二年八月十四日總理府令第一百零三號  
 平成十六年三月三十一日內閣府令第二十七號  
 平成十七年三月四日內閣府令第十五號  
 平成十七年六月二十二日內閣府令第七十七號  
 平成十九年一月三十一日內閣府令第十五號  
 平成十九年十二月十二日內閣府令第八十五號

<p>(令第四條第一項中之內閣府令所制定之書面)</p> <p>第一條 依被災者生活再建支援法施行令(以下簡稱「令」。)第四條第一項內閣府所制定之書面為該自然災害發生後,符合被災者資格戶數之證明。</p>	<p>(令第四條第一項の內閣府令で定める書面)</p> <p>第一条 被災者生活再建支援法施行令(以下「令」という。)第四条第一項の內閣府令で定める書面は、当該自然災害の發生時における当該被災世帯に属する者の数を証する書面とする。</p>
<p>(指定之申請)</p> <p>第二條 依被災者生活再建支援法(以下簡稱「法」。)第六條第一項規定,欲受指定之法人須向內閣總理大臣提出具明下列事項之申請書。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 名稱、地址及負責人姓名。</li> <li>二 辦公室之所在地。</li> </ol> <p>2 前項之申請書中須附具下列書面資料。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 章程或捐款情形及登記事項之證明書。</li> <li>二 明載幹部姓名、地址及簡歷之書面資料。</li> <li>三 證明申請接受指定意願之書面資料。</li> <li>四 法第七條各號中所規定各項業務之執行基本計畫。</li> <li>五 能夠適當且確實執行法第七條各號中規定各項業務之證明書面資料。</li> </ol> <p><b>註：欲申請指定成為支援法人之法人,向內閣總理大臣提出申請時,應出具之申請書與書面資料。</b></p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第二条 被災者生活再建支援法(以下「法」という。)第六条第一項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 名称及び住所並びに代表者の氏名</li> <li>二 事務所の所在地</li> </ol> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書</li> <li>二 役員の名、住所及び略歴を記載した書面</li> <li>三 指定の申請に関する意思の決定を証する書面</li> <li>四 法第七条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画書</li> <li>五 法第七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面</li> </ol>

<p>(名稱等變更之呈報)</p> <p>第三條 支援法人依法第六條第四項之規定提出呈報時，須於申報書中具載下列事項，並向內閣總理大臣提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 變更後之名稱、地址或辦公室所在地。</li> <li>二 變更日期。</li> <li>三 變更之事由。</li> </ul> <p><b>註：支援法人如遇名稱、地址或其辦事處所在地有所變更時，須事先呈報內閣總理大臣，其申報書應載明之事項。</b></p>	<p>(名稱等の変更の届出)</p> <p>第三条 支援法人は、法第六条第四項の規定により届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 変更後の名称、住所又は事務所の所在地</li> <li>二 変更しようとする年月日</li> <li>三 変更の理由</li> </ul>
<p>(業務章程之變更認可申請)</p> <p>第四條 支援法人依法第十一條第一項後段規定欲申請認可時，須於申請書中具載下列事項，並向內閣總理大臣提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 變更項目。</li> <li>二 變更日期。</li> <li>三 變更之事由。</li> </ul> <p><b>註：支援法人業務章程之制定、認可與修改，其申請書應載明之事項。</b></p>	<p>(業務規程の変更の認可の申請)</p> <p>第四条 支援法人は、法第十一条第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 変更しようとする事項</li> <li>二 変更しようとする年月日</li> <li>三 変更の理由</li> </ul>
<p>(法第十一條第三項中之內閣府令所制定之事項)</p> <p>第五條 法第十一條第三項中內閣府令所規定之事項如下。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 依法第三條第一項規定撥款給發放支援金之都道府縣，其金額相當於支援金發放所需金額等相關事項。</li> <li>二 依法第四條第一項之規定而接受都道府縣委託代為辦理支援金發放等相關事務之相關規定事項。</li> <li>三 依法第四條第二項規定將支援金發放業務委託市町村辦理之相關事項。</li> <li>四 與營運委員會相關事項。</li> <li>五 除前面各號記載事項以外，與支援業務之執行相關之事項。</li> </ul> <p><b>註：依據被災者生活再建支援法第十一條第三項規定「業務章程中所應記載事項由內閣府令訂定」。其規定事項。</b></p>	<p>(法第十一条第三項の内閣府令で定める事項)</p> <p>第五条 法第十一条第三項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 法第三条第一項の規定により支援金を支給する都道府県に対し行う支援金の額に相当する額の交付に関する事項</li> <li>二 法第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて行う支援金の支給に関する事務に関する事項</li> <li>三 法第四条第二項の規定による支援金の支給に関する事務の市町村への委託に関する事項</li> <li>四 運営委員会に関する事項</li> <li>五 前各号に掲げるもののほか、支援業務の実施に関し必要な事項</li> </ul>
<p>(經理原則)</p>	<p>(經理原則)</p>

<p>第六條 為了讓支援法人之業務財政狀態透明化，財產之增減、異動等皆須據實執行財務會計管理。</p> <p><b>註：關於業務與財務管理之透明化。</b></p>	<p>第六條 支援法人は、その業務の財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。</p>
<p>(分別財務會計之方法)</p> <p>第七條 對於支援法人支援業務相關之財務會計，制定特別帳目（次條第十條第二項及第十一條第二項中稱為「支援業務特別帳目」），須將支援業務與非關支援業務之財務會計分別管理。</p> <p><b>註：支援法人應將支援業務與非支援業務之財務會計分別管理。</b></p>	<p>(区分経理の方法)</p> <p>第七條 支援法人は、支援業務に係る経理について特別の勘定（次条、第十条第二項及び第十一条第二項において「支援業務特別勘定」という。）を設け支援業務以外の業務に係る経理と区別して整理しなければならない。</p>
<p>(資金之提列及融通)</p> <p>第八條 支援法人不得從支援業務特別帳目提列資金至支援法人所開設之非關支援業務之帳目（以下於本條中簡稱「非關支援業務之帳目」），或從非關支援業務之帳目提列資金至支援業務特別帳目。</p> <p>2 若自非關支援業務之帳目融通資金至支援業務特別帳目，將視為貸款處理。</p> <p><b>註：支援業務與非支援業務帳目間之資金提列。</b></p>	<p>(資金の繰入れ及び融通)</p> <p>第八條 支援法人は、支援業務特別勘定から支援法人が設けるその他の勘定（以下本条において「その他の勘定」という。）へ、又はその他の勘定から支援業務特別勘定へ資金の繰入れをしてはならない。</p> <p>2 その他の勘定から支援業務特別勘定への資金の融通は、融通する勘定から支援業務特別勘定への貸付けとして整理するものとする。</p>
<p>(事業計畫書等之提出)</p> <p>第九條 依法第十二條第一項前段規定，事業計畫書與收支預算書之提出應於每個事業年度開始前（若於接受指定之日所屬事業年度中時，應於受指定後馬上提出），並應檢附以下書面資料。</p> <p>一 前事業年度之預定借貸對照表</p> <p>二 該事業年度之預定借貸對照表</p> <p>三 前二號所列以外，其他可供作收支預算書參考之書面資料。</p> <p>2 前項事業計畫書中須明載和支援業務相關之計畫及其他相關事項。</p> <p>3 第一項中之收支預算書應依收入之性質、支出之目的分開做管理。</p> <p>4 支援法人欲變更事業計畫書或收支預算書時，依法第十二條第一項後段規定應馬上具明欲變更事項與變更事由，以書面向內閣總理大臣提出。此種情形下，若收支預算書之變更將影響第一項第二號或第三號中所列出之書面資料內容時，也應一併檢附變更後之相關書面資料。</p>	<p>(事業計画書等の提出)</p> <p>第九條 法第十二条第一項前段の規定による事業計画書及び収支予算書の提出は、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>一 前事業年度の予定貸借対照表</p> <p>二 当該事業年度の予定貸借対照表</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、当該収支予算書の参考となる書類</p> <p>2 前項の事業計画書には、支援業務に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>3 第一項の収支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。</p> <p>4 支援法人は、事業計画書又は収支予算書を変更しようとするときは、法第十二条第一項後段の規定により遅滞なく変更しようとする事項及びその理由を記載した書類を内閣総理大臣に提出しなけ</p>

<p><b>註：依據被災者生活再建支援法第十二條第一項前段規定「支援法人依內閣府令規定，每會計年度須製作關於其支援業務內容之事業計畫書與收支預算書，並向內閣總理大臣提出。上述事業計畫書等如遇變更時，亦同。」</b></p>	<p>ればならない。この場合において、收支予算書の変更が第一項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。</p>
<p>(預備費)</p> <p>第十條 支援法人為填補無法預測事由造成之支出預算不足，可於收入支出預算中編列預備費用。</p> <p>2 支援法人若動用了支援業務特別帳目後，須馬上通知內閣總理大臣。</p> <p>3 依前項規定所提出之通知，應以書面明確具明使用原因、金額及累計之基礎。</p> <p><b>註：預備費用之編列、動用與通知。</b></p> <p><b>註：第2項所稱之特別帳目應指預備費用帳目。</b></p>	<p>(予備費)</p> <p>第十條 支援法人は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。</p> <p>2 支援法人は、支援業務特別勘定の予備費を使用したときは、速やかにその旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による通知は、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類をもってするものとする。</p>
<p>(預算轉入翌年)</p> <p>第十一條 支援法人對於支出預算經費之金額中，於該年度無法作出決定者，預算執行上有所必要時，可將其轉入翌事業年度使用。</p> <p>2 支援法人依前項規定將支援業務特別帳目轉入翌年度使用時，須於該事業年度結束後兩個月以內，向內閣總理大臣提出轉入計算書。</p> <p>3 前項之轉入計算書應和支出預算採相同之區分處理，並須明載轉入經費之預算現額、該經費預算現額中之已決定支出款、翌年度轉入金額及不用款項。</p> <p><b>註：年度支出預算轉入次年度。</b></p> <p><b>註：預備費用帳目轉入次年度，應向總理大臣提出轉入計算書。</b></p>	<p>(予算の繰越し)</p> <p>第十一條 支援法人は、支出予算の經費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらないものについて、予算の実施上必要があるときは、これを翌事業年度に繰り越して使用することができる。</p> <p>2 支援法人は、支援業務特別勘定について前項の規定による繰越しをしたときは、当該事業年度終了後二月以内に、繰越計算書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の繰越計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、かつ、当該繰越計算書に繰越しに係る經費の予算現額並びに当該經費の予算現額のうち支出決定済額、翌事業年度への繰越額及び不用額を記載しなければならない。</p>
<p>(事業報告書等之提出)</p> <p>第十二條 依法第十二條第二項規定之事業報告書及收支決算書，須於每事業年度結束後三個月內提出。</p> <p><b>註：依據被災者生活再建支援法第十二條第二項規定「支援法人依內閣府令規定，每會計年度結束時須製作關於其支援業務內容之事業報告書與收支決算書，並向內閣總理大臣提出。」</b></p>	<p>(事業報告書等の提出)</p> <p>第十二條 法第十二條第二項の規定による事業報告書及び收支決算書の提出は、毎事業年度終了後三月以内に行わなければならない。</p>
<p>(收支決算書)</p>	<p>(收支決算書)</p>



<p>第十三條 法第十二條第二項之收支決算書須和收入支出預算採相同之區分處理，且須於該收支決算書中具明下列事項。</p> <p>一 收入</p> <p>(一) 收入預算額</p> <p>(二) 已決定收入款</p> <p>(三) 收入預算額、已決定收入款和其差額。</p> <p>二 支出</p> <p>(一) 支出預算額</p> <p>(二) 自前一事業年度之轉入額</p> <p>(三) 預備費用之使用金額和其理由</p> <p>(四) 支出預算之現額</p> <p>(五) 已決定支出款</p> <p>(六) 轉入翌事業年度之轉入金額</p> <p>(七) 不用款項</p> <p><b>註：收支決算書應載明事項。</b></p>	<p>第十三条 法第十二条第二項の收支決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、当該收支決算書に次に掲げる事項を示さなければならない。</p> <p>一 収入</p> <p>イ 収入予算額</p> <p>ロ 収入決定済額</p> <p>ハ 収入予算額と収入決定済額との差額</p> <p>二 支出</p> <p>イ 支出予算額</p> <p>ロ 前事業年度からの繰越額</p> <p>ハ 予備費の使用の金額及びその理由</p> <p>ニ 支出予算の現額</p> <p>ホ 支出決定済額</p> <p>ヘ 翌事業年度への繰越額ト不用額</p>
<p>(會計章程)</p> <p>第十四條 支援法人之財務及其會計除依法及本府令規定事項外，須再制定會計章程。</p> <p>2 支援法人制定前項會計章程或遇變更時，應具明其理由和內容，馬上向內閣總理大臣提出。</p> <p><b>註：支援法人應制定會計章程。</b></p>	<p>(會計規程)</p> <p>第十四条 支援法人は、その財務及び会計に関し、法及びこの府令で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。</p> <p>2 支援法人は、前項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく内閣総理大臣に提出しなければならない。</p>
<p>附則</p> <p>1 本府令自公布日起開始實施。</p> <p>2 本府令公布日起至平成十一年三月三十一日止期間，針對第五條第一號中之「知能障礙者更生諮詢所」亦可解讀為「精神薄弱者更生諮詢所」，「知能障礙者和」可解讀為「精神薄弱者和」，他表七項目中的第一欄和第三欄「高中、中學」可解讀為「高中」。</p>	<p>附則</p> <p>1 この府令は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この府令の公布の日から平成十一年三月三十一日までの間は、第五条第一号中「知的障害者更生相談所」とあるのは「精神薄弱者更生相談所」と、「知的障害者と」とあるのは「精神薄弱者と」と、別表の七の項の第一欄及び第三欄中「高等学校、中等教育学校」とあるのは「高等学校」と読み替えるものとする。</p>
<p>附則（平成十二年八月十四日總理府令第一百零三號）</p> <p>本府令自內閣法之部分修法後之法令（平成十一年法律第八十八號）之施行日（平成十三年一月六日）起</p>	<p>附則（平成十二年八月十四日總理府令第百三號）</p> <p>この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。</p>

開始實施。	
附則（平成十六年三月三十一日內閣府令第二十七號） 本府令自平成十六年四月一起日開始實施。	附則（平成十六年三月三十一日內閣府令第二十七號） この府令は、平成十六年四月一日から施行する。
附則（平成十七年三月四日內閣府令第十五號） 本府令自平成十七年三月七日起開始實施。	附則（平成十七年三月四日內閣府令第十五號） この府令は、平成十七年三月七日から施行する。
附則（平成十七年六月二十二日內閣府令第七十七號） （施行日期） 1 本府令自公布日起開始實施。 （過渡性措施） 2 依本府令修法後之被災戶生活重建支援法施行規則（已下簡稱「新規則」。）適用於平成十六年四月一日以後發生之自然災害當中造成之被災戶戶主，可領取生活重建支援金；而發生於在上述日期前之自然災害被災戶主之生活重建支援金領取標準則依照舊法。 3 但是，於平成十六年四月一日前所發生之自然災害之被災戶，如果在該日前依災害對策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三號）第六十條第一項規定，接受到須避難之撤退指示者，但在上述日期後打算重新開始在該地區（限上述日期以後，然其依同條第四項規定獲公告不需再繼續避難之地區為限。）自立生活，或明顯無法在該地區重新開始自立生活而必須移居他地區開始自立生活者，不受前項規定之限制針對此情形之被災戶戶主對其被災戶生活重建支援金規定適用新規則。	附則（平成十七年六月二十二日內閣府令第七十七號） （施行期日） 1 この府令は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この府令による改正後の被災者生活再建支援法施行規則（以下「新規則」という。）は、平成十六年四月一日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金について適用し、同日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、なお従前の例による。 3 前項の規定にかかわらず、平成十六年四月一日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯のうち、同日前に災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十條第一項の規定による避難のための立退きの指示を受けた者であって、同日以後に、当該指示に係る地域（同日以後に同条第四項の規定による避難の必要がなくなった旨の公示があった地域に限る。）において自立した生活を開始する者又は当該地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになったことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、新規則の規定を適用する。
附則（平成十九年一月三十一日內閣府令第十五號） 本府令自公布日起開始實施。	附則（平成十九年一月三十一日內閣府令第十五號） この府令は、公布の日から施行する。
附則（平成十九年十二月十二日內閣府令第八十五號） 本府令自被災戶生活重建支援法部分修法後法令（平	附則（平成十九年十二月十二日內閣府令第八十五號） この府令は、被災者生活再建支援法の一部を改正す

成十九年法律第一百一十四號)之施行日(平成十九年十二月十四日)起開始實施。	る法律(平成十九年法律第百十四号)の施行の日(平成十九年十二月十四日)から施行する。
---------------------------------------	--

